

旭ヶ丘連合福祉委員会会則（福祉部会則）

（目的）

- 第1条 この会は旭ヶ丘連合福祉委員会（以下委員会）と称し、地域住民の主体的な取り組みによって町内の福祉活動を行う。
2. 地域ぐるみで支え合い、お年寄りを親切と感謝の心で大切にし、子供の幸せと夢を育み、明るい町づくりを目指して活動する。

（事業）

- 第2条 この会の目的を達成するため、次の事業を行う。
- （1）一人暮らしのお年寄りを訪問して話し相手をし、健康状態や生活状況などを、把握して必要な処置を行う。
 - （2）一人暮らしのお年寄りに、温かい心のこもった食事サービスを行う。
 - （3）お年寄りの集いや趣味の講座を開き、地域社会との触れあいの機会を増やす。
 - （4）町福祉協議会活動への協力を行う。
 - （5）その他、目的達成のために必要な事業を行う。

（委員会の構成）

- 第3条 委員会は委員長と委員で構成し、委員長は連合町内会長をあて、委員は次の通り選出する。
- （1）各町内会から3名ずつ町内会長の推薦により、福祉委員として選出する。
 - （2）この会の事業をより効果的に実施するため、民生児童委員（2名）、社会福祉協議会地区委員（1名）を構成委員とする。
 - （3）その他、委員長が必要と認め推薦した人。

（福祉委員の任期）

- 第4条
- （1）福祉委員の任期は2年とし、再任は妨げない。半数ずつの交代とする。第3条(2)項の委員は、当該役職の在任期間とする。
 - （2）任期中の補充による委員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - （3）会の特殊性から委員長が不適任と判断した時は、第3条(1)項の委員を解任することができる。

（委員会の開催）

- 第5条 委員会は必要により委員長が招集し、事業計画、運営の方法を審議決定する。

（経費）

- 第6条 この会の経費は社会福祉協議会助成金、連合町内会補助金、及び寄付金その他の収入をもって充てる。

（遵守事項）

- 第7条 福祉委員会に所属する委員は、活動の推進にあたって次の事項を守らなければならない。
- （3）援助対象者等個人の人格を尊重すること。
 - （4）援助対象者等個人の秘密を遵守すること。
 - （5）その他、福祉委員としての信用を傷つける行為をしないこと。

（その他）

- 第8条 この会則を定めるもののほか必要な事項は、委員会において協議決定する。

（会則の変更）

- 第9条 この会則は、常任委員会に諮り改正することができる。
2. この会則は、平成18年 4月 1日から施行する。
平成30年 4月 1日 改正
令和 2年 3月21日 改正
令和 2年 4月18日 改正